

新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格高騰等により、大きな影響を受けている町内の宿泊事業者に対し、事業継続と経営維持を支援する為、支援金を支給します。

# 栗山町宿泊事業者支援金概要

申請期限

令和4年9月30日（金）まで

## ■支援対象事業者・支給要件■

①令和4年6月1日以前から、宿泊事業に必要な許可又は認可を全て有し、宿泊事業の営業の実態がある法人又は個人事業主。

※本社が町外であっても、町内に営業実態のある宿泊施設を有している場合は対象となります。

※個人事業主は町内に住所を有している場合に限ります。

②栗山町運送事業者支援金及び栗山町製造事業者支援金の支給を受けていないこと。

③今後も事業を継続する意思があること。

## ■支援金額■

下記の表の宿泊施設の区分ごとの基本額と、客室数に加算額1万円を乗じて得た額の合計額

宿泊施設の区分	基本額	客室数加算額
旅館・ホテル	200,000円	10,000円
簡易宿所	150,000円	
下宿	150,000円	
民泊	100,000円	

(例) 旅館・ホテルを町内で営業し、旅館業法に基づく客室数が20室の場合  
20万円（基本額）+ 1万円（客室加算額）× 20室 = 40万円

支給額 40万円

## ■申請に必要な書類■

- 栗山町宿泊事業者支援金申請書
- 誓約書
- 宿泊事業の許可を受けたことを証する書類の写し※客室数の記載があるもの
- 通帳の写し（見開き1ページ目）
- 本人確認書類（申請担当者）  
運転免許証、マイナンバーカード（通知カード含）、パスポート、健康保険証等
- 印鑑

※状況に応じて、追加書類が必要となる場合がございますのでご了承ください。

### ■申請場所及び問い合わせ先■

栗山町松風3丁目252番地  
栗山町ブランド推進課 商工・労働グループ  
☎0123-73-7516